



熊本県公報

第 1 2 3 7 1 号

平成 26 年 11 月 25 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 漁船保険義務加入同意の承認 (畠口加入区・五和町加入区) …… (団体支援課) 3
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 道路の位置指定…………… (//) 6
- 道路の位置指定…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 6
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (//) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 7
- 熊本都市計画公園の変更 (熊本市決定) …… (都市計画課) 7

告 示

熊本県告示第 1 1 0 6 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人信岡会菊池中央病院	菊池市隈府 4 9 4 番地	平成 26 年 11 月 14 日から 平成 29 年 11 月 13 日まで
医療法人菊芳会岸病院	菊池市泗水町豊水 3 3 8 8 番地 1	平成 26 年 11 月 14 日から 平成 29 年 11 月 13 日まで
社会医療法人社団熊本丸田会熊本リハビリテーション病院	菊池郡菊陽町曲手 7 6 0 番地	平成 26 年 11 月 14 日から 平成 29 年 11 月 13 日まで
医療法人社団熊本清仁会菊陽台病院	菊池郡菊陽町久保田 2 9 8 4 番地	平成 26 年 11 月 14 日から 平成 29 年 11 月 13 日まで
独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院	合志市須屋 2 6 5 9 番地	平成 26 年 11 月 14 日から 平成 29 年 11 月 13 日まで
医療法人潤心会熊本セントラル病院	菊池郡大津町大字室 9 5 5 番地	平成 26 年 11 月 14 日から 平成 29 年 11 月 13 日まで

医療法人川口会川口病院	菊池市隈府823番地1	平成26年11月14日から 平成29年11月13日まで
一般社団法人菊池郡市医師会菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺75番地3	平成26年11月14日から 平成29年11月13日まで

熊本県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字下柏 301番6地先から 同所 308番7地先まで	前	3.9 ～ 11.3	380.0	防交安
			後	9.0 ～ 19.7		

2 区域を変更する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇土市下網田町字独地藏 1585番3地先から 同所 1591番1地先まで	前	4.9 ～ 13.8	91.6	旧道移管
				8.6 ～ 22.7		
			後	8.6 ～ 22.7	228.3	

2 区域を変更する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火	宇土市網津町字八反田	194.9	活力創出

	線	1 4 6 3 番 4 地先から	167.2	基盤交付金（歩道新設）
		同所		
		1 4 8 4 番 2 地先まで		
		宇土市網津町字桜田		
		2 1 3 3 番 2 地先から		活力創出基盤交付金（改築）
	同所	2 1 6 6 番 3 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本県告示第 1 1 1 0 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、畠口加入区及び五和町加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 1 1 1 1 号

漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 1 0 8 条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同法第 1 0 8 条第 2 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
芦北町漁業協同組合の地区	吾智網漁業

熊本県告示第 1 1 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字大丸 1 0 5 0 番 2 地先から 同所 8 9 5 番 2 地先まで	前	3.4 ～ 12.4	803.0	単道改
			後	7.0 ～ 16.1		

2 区域を変更する期日 平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

熊本県告示第 1 1 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	水俣市古里字堂前 1 3 7 2 番 1 地先から	前	4.6 ～	608.0	単道改

		水俣市古里字尾廻 1211番2地先まで		23.4		
			後	10.0 ～ 48.7	608.0	

2 区域を変更する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	縦木河合 場線	八代市泉町大字縦木字縦木 141番3地先から 同所 113番3地先まで	前	8.2 ～ 25.8	114.0	旧道移 管
				5.5 ～ 21.0	269.0	
			後	8.2 ～ 25.8	114.0	

2 区域を変更する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市広瀬字花房 665番3地先から 同所 676番4地先まで	前	6.5 ～ 6.5	112.0	24条 工事（ 仮設道 路の設 置）
				後	6.5 ～ 16.6	

2 区域を変更する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菘田	玉名郡和水町大字下津原字榎		7.4		仮設道

	山鹿線	木本	前	～	65.0	路の設置
		87番2地先から		14.3		
		同所	後	7.4	65.0	
		171番3地先まで		～		
				31.4		

2 区域を変更する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市東間上町字前田 2837番1地先から 同所 2841番1地先まで	99.0	24条工事

2 供用を開始する期日 平成26年11月25日

熊本県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	玉名郡和水町大字下津原字檜木本 87番2地先から 同所 171番3地先まで	65.0	仮設道路の設置

2 供用を開始する期日 平成26年11月25日

公 告

熊本県公告第627号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（写真図作成）	平成26年10月3日から 平成27年3月20日まで	山鹿市

熊本県公告第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(4工区)
上益城郡嘉島町大字鯉字皆根1871番2の一部及び同1871番3の一部
407.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町大字鯉1880番地
医療法人回生会

熊本県公告第629号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字室15番地
- 2 築造者の氏名 岩下一吉
- 3 道路の位置 菊池郡大津町美咲野一丁目22番4
- 4 道路の幅員 4.02メートルから5.02メートル
- 5 道路の延長 44.31メートル
- 6 指定年月日 平成26年11月4日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第122号

熊本県公告第630号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区田迎五丁目4番6号
- 2 築造者の氏名 TAKASUGI株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字土井ノ内16番1
- 4 道路の幅員 4.02メートルから5.32メートル
- 5 道路の延長 39.83メートル
- 6 指定年月日 平成26年11月12日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第126号

熊本県公告第631号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河津 修二	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字中野1761番他4筆
藤田 保生	阿蘇郡西原村鳥子	阿蘇郡西原村大字鳥子字下六反田2842番1他2筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字七代435番1他5筆

- 2 認可年月日
平成26年11月17日

熊本県公告第632号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成26年11月25日から同年12月8日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉永 昭博	下益城郡美里町馬場	下益城郡美里町中郡字下新谷1526番
本郷 博行	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字塘ノ外706番他1筆
松野 文男	上益城郡甲佐町早川	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1087番他1筆
緒方 秀壽	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字蔵畑2363番
有限会社大王 牧場	人吉市瓦屋町	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上819番29

2 申請年月日
平成26年11月7日

熊本県公告第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市今字前畑128番1
943.35平方メートル（全体面積 4,976.43平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市今129番地2
株式会社KIYORAきくち

熊本県公告第634号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により玉名市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス岱明店
玉名市岱明町庄山字中ノ尾730番ほか
- 2 玉名市から聴取した意見の概要
周辺地域住民の生活環境保持のため、適切な対応を求める。具体的には、次のような対策に努めることとし、不測の事態が発生した場合は、その都度誠意を持った対応をし、法的に配慮を求めていない事項についても適切な対応を求める。
 (1) 交通対策 児童の通学時の交通事故防止及び交通渋滞の緩和
 (2) 騒音対策 荷さばき作業の時間厳守及びアイドリングストップの徹底
 (3) 防犯対策 万引き等の犯罪の防止及び夜間の青少年のたまり場化への対策
 (4) ごみ対策 排出ごみの散乱防止及び適正処理並びにその減量化の推進
 (5) 雇用対策 積極的な地元からの雇用
 (6) 地域貢献 地域の社会活動及びまちづくりへの積極的な参加
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成26年11月25日から平成26年12月25日まで

熊本県公告第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園（渡鹿五丁目公園）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成26年11月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫